

## 自己資本比率

自己資本比率 **10.68%** うちTier I 自己資本比率 **9.73%**  
 安定した高い健全性を保ち、多大なご信頼をいただいております。

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つとされており、国内基準で4%国際基準で8%が求められております。

当行は海外拠点がなく、国内基準を適用しており、平成24年9月中間期の単体自己資本比率は10.68%となり、国内基準で求められている4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

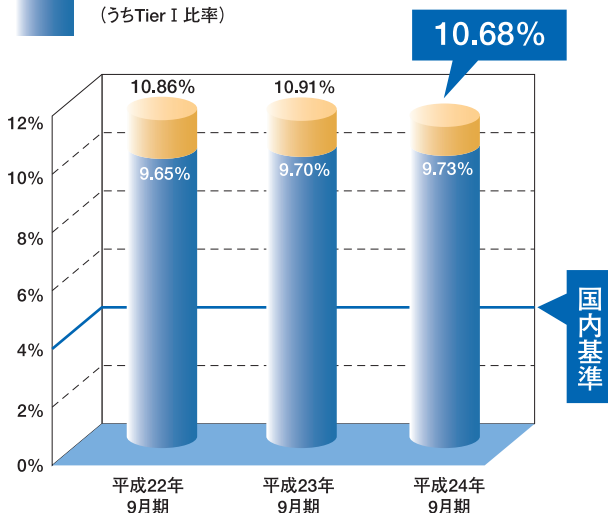
当行は、堅実で健全な経営により每期着実に収益を積み上げ、内部留保の拡大と良質な資産の積み上げにより、自己資本比率の向上に努めてまいりました。

この結果、本来の自己資本（基礎的項目）だけで算出したTier I 比率も、9.73%と高い水準となっております。

今後も良質な資産の積み上げと内部留保の拡大により自己資本比率の向上に努め、健全性を高めてまいります。

### 自己資本比率(単体)

自己資本比率  
 (うちTier I 比率)

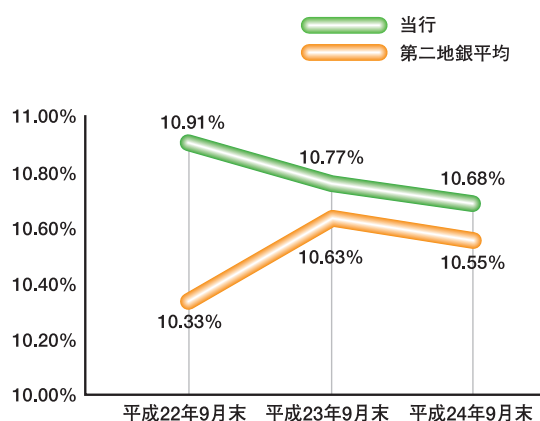


単位:百万円

	平成22年 9月末	平成23年 9月末	平成24年 9月末
■自己資本比率(1)/(5)	10.91%	10.77%	10.68%
Tier I 比率(2)/(5)	9.65%	9.70%	9.73%
(1) 自己資本(2)+(3)-(4)	33,032	33,312	32,970
(2) 基本的項目	29,228	30,027	30,040
(3) 補完的項目	3,841	3,284	2,929
(4) 控除項目	36	—	—
(5) リスクアセット	302,753	309,301	308,676

### ●第二地銀平均との比較

	当行	第二地銀平均
平成22年9月末	10.91%	10.33%
平成23年9月末	10.77%	10.63%
平成24年9月末	10.68%	10.55%



自己資本比率の詳細については、P31～32に掲載しております。また、バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に基づく開示はP33～36に掲載しております。

※「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

## 不良債権の状況

リスク管理債権比率 **2.66%**、金融再生法開示債権比率 **2.67%**  
適切な信用リスク管理により資産の健全性を高め、極めて低い水準を堅持しております。

銀行の不良債権の開示については、銀行法に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の開示の双方が義務づけられています。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の主な相違点は、対象となる債権が、リスク管理債権は貸出金のみ対象としておりますが、金融再生法開示債権は貸出金および支払承諾見返、外国為替、仮払金、未収利息の合計（総与信）を対象としております。

当行は、堅実で健全な経営のもと、貸出金などの資産健全化に努め、適切な信用リスク管理により資産の健全性を高め、不良債権の発生防止と積極処理に取り組んでおります。

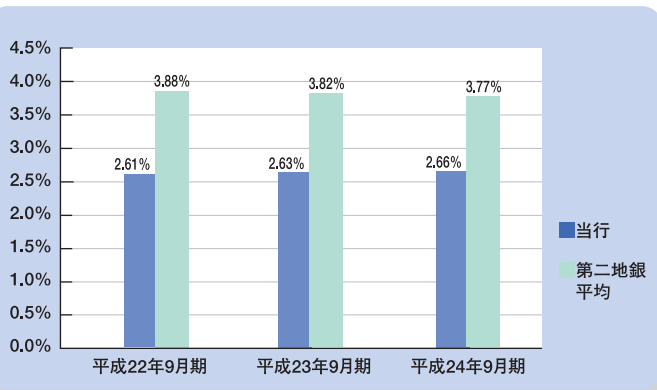
貸出金などの資産については厳正な自己査定に基づき、償却引当を適正に行っております。

今後につきましても適切な信用リスク管理により不良債権の発正防止と処理の促進に努め、国内地銀トップクラスの低い水準を堅持してまいります。

## リスク管理債権（銀行法に基づく開示債権）

単位:百万円

	平成23年9月期	平成24年9月期
<b>A</b> 破綻先債権	2,236	663
<b>B</b> 延滞債権	9,183	10,899
<b>C</b> 3ヶ月以上延滞債権	154	226
<b>D</b> 貸出条件緩和債権	—	—
合計	11,574	11,788
貸出金に対する割合	2.63%	2.66%
貸倒引当金及び担保・保証等による保全額	10,742	10,585
保全率	92.80%	89.79%



## 用語解説

- A 破綻先債権**  
会社更生法、民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金。
- B 延滞債権**  
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金。  
(Aおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く)
- C 3ヶ月以上延滞債権**  
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金。  
(A~Bを除く)
- D 貸出条件緩和債権**  
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金。  
(A~Cを除く)

## 保全の状況

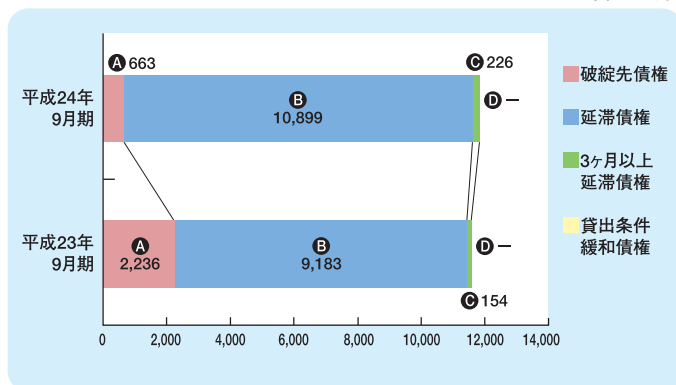
保全率 **89.79%**と、  
保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で89.79%カバーされております。

これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。

また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできるものです。

単位:百万円

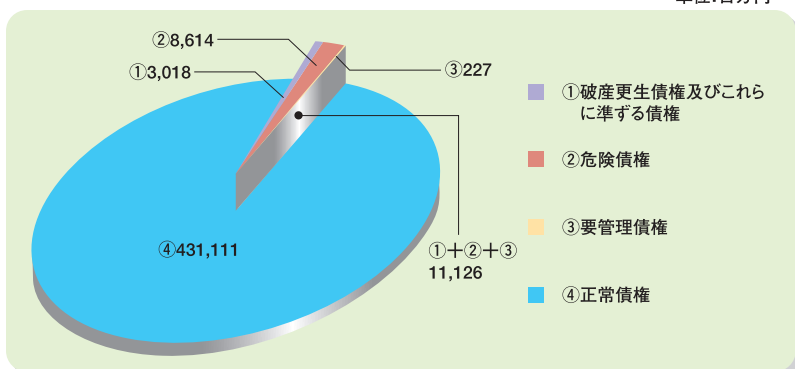


## 金融再生法開示債権（金融再生法に基づく開示債権）

単位:百万円

	平成23年9月期 開示債権額	平成24年9月期 開示債権額A	担保等の保全		
			担保等の保全B	貸倒引当金C	保全率 (B+C) / A
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,889	3,018	2,423	594	100%
② 危険債権	5,548	8,614	6,582	852	86.31%
③ 要管理債権	156	227	157	1	69.90%
小 計	11,594	11,860	9,164	1,448	89.48%
合計(資産査定対象資産)に対する 小計(不良債権部分)の占める割合	2.62%	2.67%			
④ 正常債権	429,445	431,111			
合 計	441,040	442,972			

単位:百万円



## 保全の状況

## 保全率 89.48%と、保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で89.48%カバーされています。これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできるものです。

## 用語解説

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。
- ② 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。
- ③ 要管理債権  
● 3ヶ月以上延滞債権  
元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権。  
● 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権。(いずれも①②を除く)
- ④ 正常債権  
債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③以外に区分される債権。

## 参考

## 自己査定と金融再生法に基づく資産査定およびリスク管理債権との関係（単体）

単位:百万円

自己査定結果 (対象債権：総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権：総与信)					リスク管理債権 (対象債権：貸出金)	
債務者区分	金額	債務者区分	金額	担保・保証	貸倒引当金	保全率	開示区分	金額
破綻先	666	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権	3,018	2,423	594	100%	破綻先債権	663
実質破綻先	2,352	危険債権	8,614	6,582	852	86.31%	延滞債権	10,899
破綻懸念先	8,614	要管理債権	227	157	1	69.90%	3ヶ月以上延滞債権	226
要 注 意 先	要管理先	小 計	11,860	9,164	1,448	89.48%	貸出条件緩和債権	—
	要管理先以外の 要留意先	正常債権	431,111				合 計	11,788
	要管理先以外の 要留意先							
	正常先							
	正常先							
合 計 (総与信残高)	442,972	合 計 (総与信残高)	442,972				(総貸出残高)	441,524